

けんこう静岡

第114号

平成25年
(2013年)
7月1日(月)

季刊 1部50円 年200円
(送料税込)

発行所
公益財団法人 静岡県予防医学協会

http://www.shsa.net/

(静岡事務所) 〒421-1292 静岡市葵区建徳1-3-43 (054) 278-7716
 (藤枝健診センター) 〒426-0053 藤枝市善左衛門2-11-5 (054) 636-6461
 (総合健診センター) 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8 (054) 636-6460
 (東部事務所) 〒410-0007 沼津市西沢田729-11 (055) 921-1934
 (西部検査所) 〒435-0006 浜松市東区下石田951 (053) 422-7800
 発行責任者 石黒 満 印刷 池田屋印刷株式会社

「けんこう静岡」は、当協会ホームページから見るができます。

http://www.shsa.net/ または静岡県予防医学協会検索ください。

今回の見直しでは、7つの疾病と5つの事業に加え、在宅医療における医療連携体制の構築を推進するとともに、医師確保対策や救急医療体制の強化等の地域医療再生計画

今年度の見直しでは、7つの疾病と5つの事業に加え、在宅医療における医療連携体制の構築を推進するとともに、医師確保対策や救急医療体制の強化等の地域医療再生計画

今年度の見直しでは、7つの疾病と5つの事業に加え、在宅医療における医療連携体制の構築を推進するとともに、医師確保対策や救急医療体制の強化等の地域医療再生計画

今年度の見直しでは、7つの疾病と5つの事業に加え、在宅医療における医療連携体制の構築を推進するとともに、医師確保対策や救急医療体制の強化等の地域医療再生計画

この計画は、昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年3月に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」として策定されたものですが、平成18年11月の最終改定後、東日本大震災の状況や、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を踏まえて、災害時における医療提供体制の充実を図るた

この計画は、昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年3月に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」として策定されたものですが、平成18年11月の最終改定後、東日本大震災の状況や、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を踏まえて、災害時における医療提供体制の充実を図るた

この計画は、昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年3月に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」として策定されたものですが、平成18年11月の最終改定後、東日本大震災の状況や、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を踏まえて、災害時における医療提供体制の充実を図るた

この計画は、昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年3月に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」として策定されたものですが、平成18年11月の最終改定後、東日本大震災の状況や、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を踏まえて、災害時における医療提供体制の充実を図るた

め、全面的な見直しを図ったものです。今回の見直しでは、これまで想定していた発災後一週間程度までの対応について、東日本大震災では中・長期間の対応が必要となったことから、発災後一か月程度までを想定し、この期間を3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定めています(図1)。

め、全面的な見直しを図ったものです。今回の見直しでは、これまで想定していた発災後一週間程度までの対応について、東日本大震災では中・長期間の対応が必要となったことから、発災後一か月程度までを想定し、この期間を3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定めています(図1)。

め、全面的な見直しを図ったものです。今回の見直しでは、これまで想定していた発災後一週間程度までの対応について、東日本大震災では中・長期間の対応が必要となったことから、発災後一か月程度までを想定し、この期間を3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定めています(図1)。

め、全面的な見直しを図ったものです。今回の見直しでは、これまで想定していた発災後一週間程度までの対応について、東日本大震災では中・長期間の対応が必要となったことから、発災後一か月程度までを想定し、この期間を3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定めています(図1)。

地域医療における「安心医療の提供」と「減災力の強化」に向けた取組

「静岡県保健医療計画」の一部見直しと「静岡県医療救護計画」の全面改定を行いました！

静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課長

竹内浩視



静岡県では、平成22年度(平成23年2月)に、県政運営の基本指針として「静岡県総合計画」(富国・有徳の理想郷「ふじのくに」のグランドデザイン)を策定し、県民の皆様や市町、関係団体等との連携・協働により、その目標である「県民幸福度」の最大化に向けて取り組んでいるところです。

中でも、「安心医療の提供」については、安全で質の高い医療を提供できる体制を構築するため、日ごろから医療関係者の皆様の御理解と御協力をいただいているところであり、この場をお借りして改めて厚くお礼申し上げます。

さて、この「安心医療の提供」のための基本指針である「静岡県保健医療計画」については、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする第6次計画として取り組んでいますが、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化の中で、これらに対応した医療提供体制を構築するための一部見直しを行い、平成25年3月に追補版を策定しました。

この取組を推進することとしています。特に、医師確保対策については、平成22年10月に、全国に先駆けて設置した「ふじのくに地域医療支援センター」において、県内の複数病院が連携した専門医研修ネットワークプログラムを立ち上げ、平成25年6月現在、53のプログラムに58人の若手医師が参加し、専門医資格の取得に向けて診療に従事しているほか、医学部進学を志望する県内の高校生を対象とした「こころざし育成セミナー」を県内各地の病院で開催(平成25年度は10か所を予定)するとともに、医学部に進学した学生等を対象とした「医学修学研修資金」を全国最大規模の41人に貸与(平成25年6月現在)するなど、高校生から専門医取得まで、幅広く充実した取組を展開しているところです。

次に、地域医療における「減災力の強化」を図るため、平成25年5月に、南海トラフの巨大地震をはじめとする様々な規模の災害や、県外の大規模災害等への具体的な対応の指針である「静岡県医療救護計画」を改定しました。

め、全面的な見直しを図ったものです。今回の見直しでは、これまで想定していた発災後一週間程度までの対応について、東日本大震災では中・長期間の対応が必要となったことから、発災後一か月程度までを想定し、この期間を3つのフェーズに区分し、フェーズ別の活動計画を定めています(図1)。

このうち、発災後3日目から一週間程度のフェーズⅡ(急性期)では、DMATと広域医療搬送による超急性期を脱した後、日赤や医師会等による医療チームの支援を受けながら、地域の医療提供体制が徐々に立ち上がる移行期として、原則二次医療圏単位で、災害拠点病院の医師を中心に県が委嘱(今年度予定)する「災害医療コーディネーター」が、地域の医療提供体制の需給調整等を行うとともに、県が委嘱(同)する「災害薬事コーディネーター」が、医薬品等の需給調整を行うこととしています(図2)。

また、地域における災害医療の拠点となる災害拠点病院については、平成25年5月1日現在で17病院体制でしたが、DMAT保有のための講習会受講等を進め、今年度末までには21病院体制、さらに平成27年度末までには22病院体制に充実・強化することとしています。

県といたしましては、これらの2つの計画見直しを通じて、静岡県総合計画の目標達成に向けた取組を進めていきたいと考えております。

今回お伝えした内容の詳細につきましては、県健康福祉部地域医療課のホームページを御覧ください。

図2 地域における災害医療体制

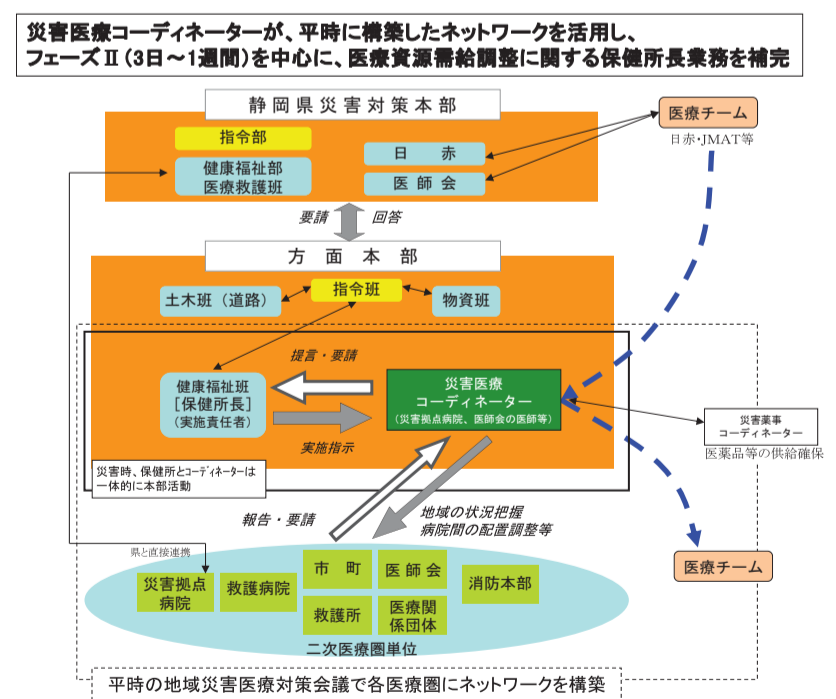
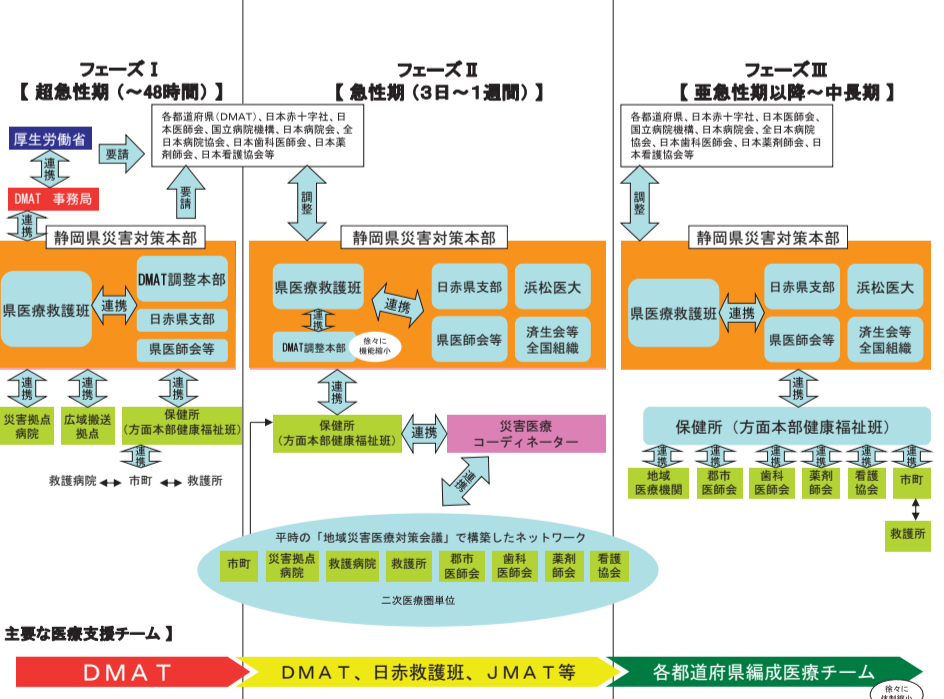


図1 災害発生後のフェーズ別活動計画



年一回は健康チェックを！
 健康はあなたの財産です
 すこやかな明日のために

人間ドック 脳ドック

総合健診センター
 ヘルスポート
 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8
 TEL 054-636-6460
 FAX 054-636-6465
 ☎ 0120-39-6460